

令和7年度 笠岡市住宅リフォーム助成金

市民の住環境の向上及び地域経済の活性化を図るとともに、安全・安心なまちづくりを実現するため、市内の建築業者等を利用して住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を予算の範囲内で助成する制度です。

◆助成対象者◆（次のすべてに当てはまる方）

- 本市に住所を登録している者又は助成対象工事の完了までに本市に住所を登録することができる者
- 助成対象者及び助成対象住宅に居住する世帯の者全員に市税及び税外収入金の滞納がない者
- 暴力団員及び暴力団員等でない者

◆助成対象住宅◆

- 市内の住宅（自己の居住用の住宅）
 - ・所有者本人以外の方が申請される場合は、同意書が必要です。

※集合住宅の場合、対象者の専有部分のみ対象
※併用住宅の場合、対象者の居住部分のみ対象
※公営住宅は対象外

◆助成対象工事◆

- 住宅の本体工事及び外構工事（移動等の円滑化を促進するためのものに限る）。
- 助成対象工事の施工業者が、市内建築事業者（個人事業者を含む）であること。
市内に本社、本店を有する業者であること。
- 工事着工前に事前受付票を提出すること。（任意）
- 工事を助成対象年度内に完了し、その後速やかに交付申請書を提出すること。

※**事前受付を行っていない場合、助成金を交付できないことがあります。**

※他の制度による補助を受けている工事は、対象外

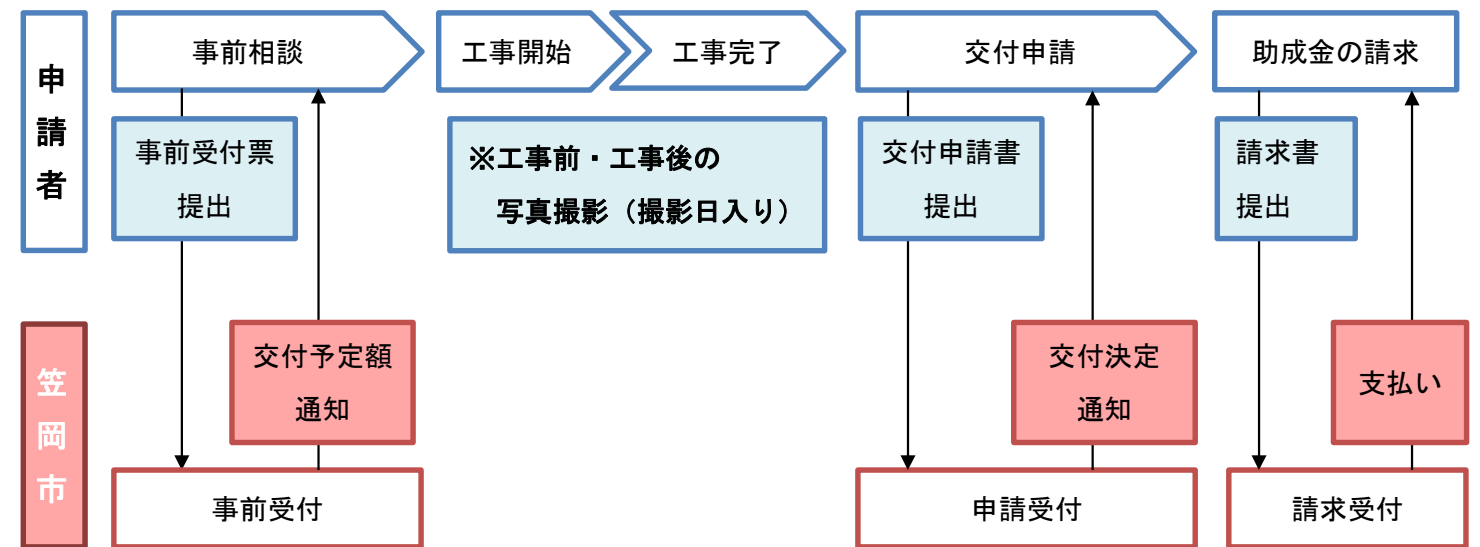
◆助成金額◆

- 助成対象工事に必要な経費の2分の1相当額（千円未満切り捨て）以内とします。
ただし、助成金額の上限は10万円です。

※耐震リフォームを行う場合

- 助成金額 ＝（助成対象工事費）× 1／2（千円未満切捨） ※上限70万円・・・①
- 居住誘導区域内の住宅の場合 ⇒ ①＋10万円 ＝ 助成金額
（居住誘導区域についてはお問い合わせください）

◆手続きの流れ◆



●お問合せ先●

笠岡市役所 建設部 都市計画課 都市計画係
笠岡市中央町1番地の1
(TEL) 0865-69-2138

